

災害時の ペット対策

～ペットとの同行避難対応ガイドライン～

飼い主編

1. 平常時に備えておくこと
P3～P6
2. 発災時に必要な対応
P7～P9
3. 風水害の場合
P12

地域防災拠点編

1. 平常時に備えておくこと
P13～P16
2. ペットの一時飼育場所での対応
P17～P19

発災時の動物救援体制編

1. 横浜市の動物救援体制
P20～P21



横浜市

はじめに

現在、横浜市内には約17万3千頭の犬が登録され、ほぼ同数の猫も飼育されていると推計しています。また、そのほかに鳥や小動物など多くのペットが飼育されています。

このように多数のペットが飼育されている中で、大規模災害の発生を想定したペット対策をどのように講じていくかは、重要な課題です。

本市では、災害時のペット対策について、平成23年5月に「地域防災拠点におけるペットの同行避難対応ガイドライン」としてまとめました。その後、度重なる全国の震災時の被災状況を検証し、平成30年に環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」が改訂されたことや、本市の「横浜市防災計画（震災対策編）」「地域防災拠点開設・運営マニュアル（資料編）」等の改訂を受けて、このガイドラインも改訂を重ねてきました。

また、令和元年度に発生した台風による大規模な風水害では、地震等の震災時とは異なる事前の「避難行動」が重要であることがわかつてきました。

災害発生時に混乱を生じることがないよう、ペットを飼っている人だけでなく、ペットを飼っていない人や地域防災拠点（以下、「拠点」という）を運営される人など、地域の皆様に活用いただければ幸いです。

ペット同行避難ガイドライン

震災等の災害発生直後には、多くの飼い主がペットを連れて拠点へ避難することが想定されます。しかし、拠点は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、拠点の実情に応じたペット対策を日頃から考えておくことが必要です。

本ガイドラインは、拠点と飼い主それぞれにおける「平常時の備え」及び「発災時の対応」について、標準的な対応を記載しました。

地震や台風など、様々な災害に備えるため、平常時から被災した際の対策を講じておくことが大切です。



ペット同行避難

ペット同行避難とは、大規模な災害発生時に、自宅からの避難が必要な飼い主が飼育しているペットを同行し、住んでいる地域ごとに指定された拠点などに避難することです。

ペットとともに避難をすることを指し、拠点において飼い主がペットを同室で飼育管理することではありません。

飼い主の対応

平常時の備え

- ① 飼い主の明示、しつけ、健康管理
- ② 動物用避難用品の確保
- ③ 動物の緊急時預け先の確保
- ④ 拠点の場所、避難経路の確認

発災時の対応

- ① 避難先・避難方法の判断
ペット同行避難の実施
(自宅が損壊し在宅できない場合など)
- ② 拠点のペットの一時飼育場所での飼育・衛生管理
- ③ 拠点で決められたペット飼育・衛生管理のルール
(以下「ペット飼育ルール」) 順守

地域防災拠点の対応

平常時の備え

※ 拠点運営委員会が中心となり、地域の飼い主とともに検討しておきます

- ① ペットの一時飼育場所の設定
- ② ペット飼育ルールの設定
- ③ 拠点訓練時のペット同行避難への取組



発災時の対応

- ① 避難者の受付
ペットの一時飼育場所への誘導
ペット同行避難者への指示
- ② 区災害対策本部への連絡
(ペット同行避難の状況等)

※ 飼い主の対応、地域防災拠点の対応は次の「飼い主編」、「地域防災拠点編」でそれぞれ詳しく説明します。

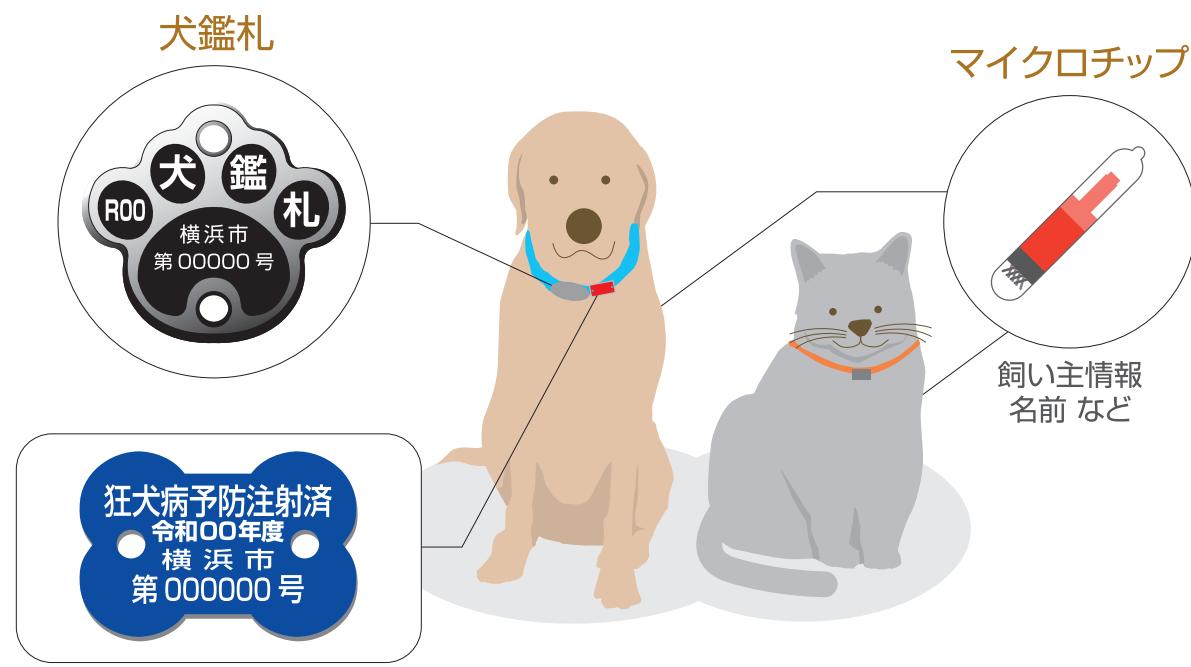
飼い主編

まず飼い主自身の安全、そして共に避難するペットの安全を確保してください。人とペットが安全に避難し、共同生活を送る拠点などの避難先で、周りの人へ迷惑をかけずに過ごすためには、日頃からの心構えと備えが必要です。

1 平常時に備えておくこと

① 飼い主の明示

災害時の混乱の中では、ペットと離ればなれになってしまうこともあります。
迷子になった動物を探す時や保護された時、必要となるのが飼い主を識別できる情報です。
大切なペットのために、飼い主の明示を徹底しましょう。



マイクロチップ

直径2mm、長さ約8～12mmの円筒形の電子標識器具で、15桁の数字(番号)が記録されています。一度体内に埋め込むと、脱落したり、消失することはありません。データバンクに登録された飼い主情報※は消えることがない確実な証明です。動物病院で簡単に装着することができ、動物の健康にも影響はありません。
※引っ越しなどで飼い主情報に変更が生じた場合には、必ずデータバンクに届出を行ってください。



飼い主の明示

犬の場合

- ・首輪
- ・鑑札
- ・狂犬病予防注射済票
- ・マイクロチップ
- ・迷子札（飼い主の氏名・連絡先等を記す）など

※鑑札と狂犬病予防注射済票の装着は、災害の発生にかかわらず狂犬病予防法で飼い主の義務となっています。

猫の場合

- ・マイクロチップ
- ・首輪
- ・迷子札 など

その他(小動物)の場合

- ・足環
- ・耳環
- ・マイクロチップ など



②「しつけ」をし、社会性を身につけさせておきましょう

拠点でのトラブルを防止するためや他の避難者に迷惑をかけないためにも、基本的なしつけをしておきましょう。他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスを軽減することにもつながります。また、飼い主がキャリーバッグやケージを準備して日頃から慣らしておくことなど、下記を参考に、日常生活の中で取り組んでください。

災害時に役立つしつけとその方法



人や動物との接触に慣らしておく

犬の場合

なるべく多くの人や動物に接することで、社会性を身につけさせます。積極的に触れ合うというよりは、平常心でいられることを目標としましょう。

猫の場合

家族以外の人にも慣らしておきましょう。



様々な音や物に慣らしておく

日頃から様々な環境を無理なく体験させておきましょう。環境の変化によるストレスを軽減させることができます。

例：いつもと違う散歩コースを歩く、旅行に連れていくなど



キャリーバッグやケージに慣らしておく

外出する時だけに使用するのではなく、日頃から扉を開けた状態で部屋に置き、ペットがくつろいだり眠ったりする「安心できる場所」として慣らすことで、速やかな避難行動ができ、避難生活での使用においてもストレス軽減につながります。



不必要に吠えない(鳴かない)ようにしておく

慣れない環境やストレスで吠えることもあります、日頃からのしつけを通して原因と対策を考えておきましょう。

意思によるもの

吠えた時に要求を満たしたり、反応したりしていると、意思が通るまで吠え続けるようになります。大人しくしている時に褒めるなど、静かにすることに関心を向けるようにします。

恐怖や不安によるもの※

社会的環境に慣れていないと、見慣れない人を見たり、飼い主が離れたりしただけで強い不安を感じて吠えることがあります。人や動物や生活音に慣れすぎなどして適切な社会経験を積ませることや、ペットだけで過ごす時間に慣れさせることが大切です。

※ 程度により専門的な対応が必要な場合もあります。必要に応じて、獣医師や訓練士などの専門家に相談しておきましょう。



ペットの身体のどこでも触れるようにしておく

災害時の健康チェックや応急処置、動物病院でも役に立ちます。

③ 動物用避難用品の確保

拠点には、ペットフードやケージ等、ペット用品の備蓄はありません。また、支援物資が届くまでには相当の日数を要します。そのため、ペットと避難する際に使用するキャリーバッグやケージとともに、少なくとも5日分以上（できれば7日分以上）の物資を入れた「ペット用非常持出袋」を準備しましょう。

ペット用非常持出袋の中身

- フード、水、食器、薬……少なくとも5日分以上（できれば7日分以上）
- ペット用品……………ペットシーツ、新聞紙、リード、糞尿の処理用具など
- 飼育手帳……………飼い主の連絡先、ペットの写真、ワクチン接種状況、健康状態、治療中なら治療内容、服用中の薬品名や検査結果など

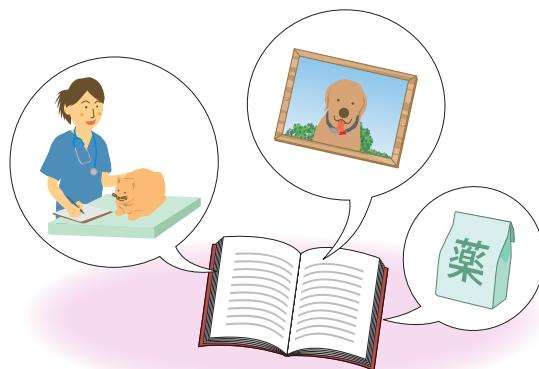


④ 健康管理

狂犬病予防接種、ワクチン、ダニやノミの駆除などを日頃から実施しましょう。

あわせて、ペットの写真、服用薬などの情報を記録した飼育手帳（10ページ 安心手帳をご活用ください）を作つておきましょう。

また、それらをスマートフォンやタブレットなどで撮影しておくと、手帳を持ち出せない時にも情報がわかります。



⑤ ペットの一時預け先の確保

拠点への同行避難が困難な場合を想定し、あらかじめペットの一時預け先を確保しておくことが大切です。特に、大型の動物、危険な動物、特殊な動物、専用の飼育設備が必要な動物※をペットとして飼育している人は、災害が発生してから一時預け先を探すことが非常に困難です。必ず事前に確保しておきましょう。

※ 動物の愛護及び管理に関する法律により、特定動物として指定されている動物については許可を受けた飼養施設で飼養する必要があります。

ペットの一時預け先

- ・ペットが慣れている親戚、知人
 - ・動物病院
 - ・民間団体の施設など
- ※ 後日トラブルが生じないよう、条件・期間・費用など、事前に確認しておきましょう。



⑥ 飼い主同士の協力体制

拠点訓練などの機会を捉えて、飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を組織し、会の代表者を決めるなどして、飼い主同士の協力体制を作ることが大切です。また、会のメンバーは、飼育ルールや飼育場所の検討を日頃から拠点運営委員と一緒にしていくことが大切です。

飼い主の会（仮称）について

— 目的 —

一時飼育場所にいるペットの飼育・衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持つて行います。飼い主同士の協力体制を築くため「飼い主の会（仮称）」を組織します。

— 代表者の選出 —

飼い主の会（仮称）の中から、拠点運営委員会との連絡窓口となる代表者を決めます。



- ・代表者は、拠点のペット飼育ルールを守って飼育・衛生管理をするよう、会のメンバーに周知します。
- ・代表者は、実際に災害が発生した時には、メンバーの意見を集約し、必要な物資の調達依頼などについて、拠点運営委員会との調整を行います。



※ 動物愛護センターのホームページに「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）」を掲載しています。これを参考に、拠点運営委員会と相談しながら、地域の実情に合ったマニュアルを事前に作成しておきましょう。

[ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）](#) [横浜市 災害時のペット対策](#) [検索](#)

2 発災時に必要な対応

① 避難先・避難方法の判断

自宅や地域の損壊状況の把握、家族やペットの状況を確認し、避難方法を判断します。



Point

被災状況等により、拠点への同行避難が困難な場合があります。

そのため、在宅避難、車の中での飼育、一時預け先での飼育などについても、検討・準備してください。

なお、大型の動物、危険な動物、特殊な動物、専用の飼育設備が必要な動物の拠点での受け入れは困難です。



地域防災拠点にペット同行避難をする場合

避難者の中には、動物の苦手な人や動物アレルギーの人もいます。臭い・鳴き声、抜け毛などについて普段以上に周囲に配慮することが大切です。避難の前に、下記の準備ができているか、もう一度確認しましょう。

ペット同行避難をする前の準備

- ◇ ペットに鑑札や迷子札などを付けた首輪を装着すること（飼い主の明示）
- ◇ ペットの大きさに合わせたキャリーバッグやケージに入れて連れていく（または、ケージを持っていく）こと
- ◇ 物資を入れた「ペット用非常持出袋」を持っていくこと

地域防災拠点にペット同行避難をしない場合の飼育について

拠点へ同行避難をしない場合には、次のような対応が想定されます。

ペット同行避難をしない場合の対応

◇ 在宅避難

拠点への避難ではなく、自宅に留まる避難です。

在宅避難をされる場合でも、拠点で支援物資などを受け取ることができます。

◇ 車の中での飼育

ペットを車内で飼育すると、ペットの健康を損なう恐れがあります。車内で飼育する場合は温度や湿度を確認し、熱中症などに気をつけましょう。

◇ 一時預け先での飼育

- ・ ペットが慣れている預け先や災害時に預かってもらえる親戚、知人など
- ・ 動物病院や民間団体の施設など

② 地域防災拠点での飼い主の役割

ペットの一時飼育場所において、拠点のペット飼育ルールや拠点運営委員の指示に従い、飼い主が責任を持ってペットの飼育・衛生管理を行います。平常時に飼い主同士の協力体制（飼い主の会（仮称））が作られていない場合は、ペット同行避難をしてきた飼い主同士で組織します。

（6ページ 飼い主編 1 平常時に備えておくこと ⑥飼い主同士の協力体制 参照）

地域防災拠点での飼い主の役割

— 適正な飼育・衛生管理の実施 —

飼い主が協力して、給餌やその片付け・ペットの清潔保持・疾病の予防や害虫の発生防止など、責任を持って適正な飼育管理を行い、ペットの鳴き声や臭いなどに対する苦情や危害の発生を防止してください。

◇ ペットの一時飼育場所での個々のスペース

ペットは原則としてキャリーバッグやケージに入れてください。

また、キャリーバッグ・ケージに入らない大型犬などは、仕切り（柵）を設ける場合でも、必ずリードにつないで係留してください。リードは隣のペットと接触しない長さにし、不妊去勢手術をしていない個体同士は絶対に近づけないでください。

◇ 飼い主の明示

ペットの飼い主及び飼い主の所在を明示するため、キャリーバッグ、ケージ、または係留場所に名札などをつけてください（名札などがない場合は、ガムテープにマジックで記入するなどで代用してください）。

◇ 給餌

鳴き声などのトラブル防止のため、明るい時間に行います。

例：午前7時から午後6時の間

◇ ペットの一時飼育場所及び周囲の衛生管理

飼い主同士が協力して、ペットの一時飼育場所やケージなどの清掃を徹底とともに、必要に応じて消毒を行います。また、ペットの排泄は決められた場所で行い、排泄物は適切に処理してください。

◇ ペット同行避難者の受付

新たに避難してきた飼い主に対して、必要な手続や、ルールの説明を行い、協力して飼育管理を行う関係を築きます。

（17ページ 地域防災拠点編 2 発災時におけるペットの一時飼育場所での対応 参照）



◇ 犬の散歩とマナー

他の避難者に注意しながら、リードを短くして散歩します。

(散歩は、拠点のルールに従い、人の生活範囲には入らないようにしましょう。)

また、排泄物は適切に処理してください。

◇ 支援物資の管理（搬入・配給・保管など）

代表者が中心となって物資の管理を行います。

◇ 拠点のペット飼育ルールの順守と見直しなど

各拠点のペット飼育ルールを順守してください。ルールの見直しが必要な場合は、代表者が拠点運営委員会との窓口になり、必要事項などを協議します。

③ ペットの一時飼育場所を閉鎖する時

飼い主が責任を持ってペットの一時飼育場所の清掃・片付けなどを行い、原状復旧を行います。なお、閉鎖時に飼い主の見つからないペットがいた場合は、区役所生活衛生課にお問合せください。

ペットの一時飼育場所閉鎖時の片付けなど

◇ ペットの一時飼育場所の清掃（特に排泄物処理）を徹底し、消毒します。

例：水で流した後に、消毒薬で拭き取る

◇ 拠点から借りている資材や使用しなかった支援物資などの取扱いについては、代表者を通じて拠点運営委員会に確認します。



MEMO

安心手帳



横浜市

非常用の備品を5日分は用意しましょう。
(できれば7日分以上)

- フード 水 食器
- 使用中の療法食 薬
- 予備の首輪、リード、洗濯ネットなど
- ペットシーツ 猫用の砂など
- トイレットペーパー 新聞紙など
- ビニール袋
- キャリーバック 折り置きのケージ
- その他()

memo

年 月 日現在の情報

ペットの名前

種類

年齢 歳、体重 kg、オス メス

不妊・去勢手術 済 未

狂犬病予防接種履歴 年 月 日

狂犬病予防注射済票番号

ワクチン接種履歴(種類 年 月)

鑑札番号(犬のみ)

マイクロチップ 有(No) 無

食事の種類

食事の量 1日 回、計 g

病歴等 年頃、病名

服用中の薬

かかりつけ動物病院名

電話番号

平常時から記載しておくと避難した際の名札や、迷子になってしまった場合のポスターとしても活用できます。

飼い主と一緒に写真を貼ると
はぐれた場合に探しやすいです。

(飼い主である証明になります。)

3 風水害の場合

風水害時の対策について

台風などの風水害は事前に進路や規模が予測できることから、避難が必要になった際に速やかに避難できるよう事前に準備をしておくことが大切です。

風水害時の避難場所について

風水害時に開設される避難場所は、震災時の地域防災拠点と同じ場所とは限りません。地区センター等の公共施設や自治会町内会館を避難場所として開設する場合もあります。ご自身が避難する場所やそこでの注意点について、行政が出している情報（市ホームページ、横浜市防災情報 Eメール、広報車両等）を確認しておきましょう。



日頃の備え

災害の規模や施設によっては、風水害時の避難場所のペットの一時飼育場所は決してペットにとって最良の場所とは限りません。また、雨風がひどくなつてからのペットを連れての避難（ペット同行避難）は、非常に困難であることが予想されます。



これらのことから、災害時に向けた備えの中でも、特にペットの一時預け先の確保や避難行動計画をたてておくことが重要です。

ペットの一時預け先の確保

災害が発生してから一時預け先を探すことは非常に困難なため、事前に調整しておきましょう。



[ペットの一時預け先の確保](#)

横浜市 風水害 ペット

検索

マイ・タイムライン（避難行動計画）

横浜市では一人ひとりにあったマイ・タイムライン（避難行動計画）の作成を勧めています。

お住まいの地域のハザードマップ（防災の地図）を確認し、被害が想定されている地域の場合は、事前にお願いした一時預け先へ預けるなど、いざという時に速やかに避難できるよう、ペットを考慮したマイ・タイムラインを家族で考えておきましょう。

[マイ・タイムライン（横浜市総務局）](#)

横浜市 マイ・タイムライン

検索

地域防災拠点 編

地域防災拠点は、多くの避難者が共同で生活を送る場所です。

拠点運営委員会は、拠点の円滑な運営のために、あらかじめペットと同行避難して来る人を想定し、ペットの一時飼育場所を設定することで、他の避難者とのトラブルを防ぎ、円滑な拠点運営を行うことができます。また、各拠点の特性に合ったペット飼育のルール作りなど、平常時から準備しておくことが大切です。

区役所生活衛生課と動物愛護センターは協力して、各拠点がこれらの準備を行えるよう支援を行っています。

1 平常時に備えておくこと

① ペットの一時飼育場所の設定

次のポイントを考慮した上で、あらかじめ学校敷地内（可能であれば雨や風をしのぐことができる場所）等にペットの一時飼育場所を設定しておきましょう。

ペットの一時飼育場所の設定ポイント

避難者とペットの住み分けや動線の分離を考慮して設定します。

◇避難所活動の妨げにならない場所

→ 車両の出入り、支援物資の積み下ろし、炊き出しなどの妨げにならないようにする。

◇ペットを飼育していない避難者と接触しない場所

→ ペットを飼育していない避難者と接触しないようにする。

※動線が交わらないようにする。

◇部外者や子どもの立入制限をかけやすい場所

→ 咬傷事故（かみつき）などの発生防止

◇直射日光や雨や風をしのぐことができる場所

→ 屋根や庇（ひさし）のある場所、テントやブルーシートなどを利用する。

◇清掃しやすい場所

→ 臭いや病気の発生を防止する。

清潔に保つことにより、避難者からの苦情が軽減する。

（水を近くで使用できると、清掃等がしやすくなります。）



◇鳴き声や臭いの影響の少ない場所

→ 鳴き声や臭いは、避難者とのトラブルの原因となるため、人への影響ができるだけ少ない

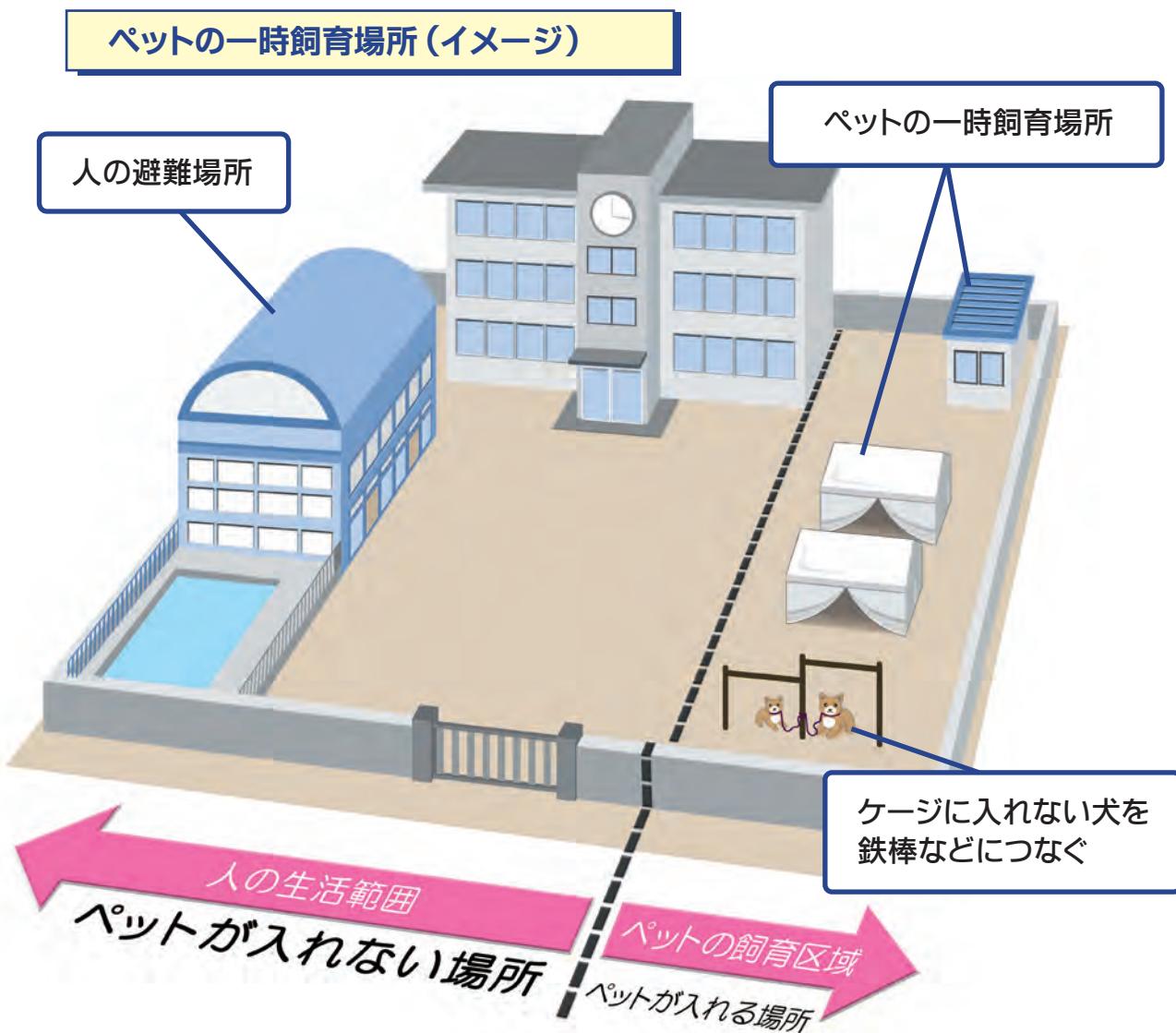
場所を設定する。※災害や他のペットの影響で神経質になり吠える可能性があります。

◇係留できる柱やフェンスがある場所

→ 原則としてキャリーバッグやケージに入れて飼育しますが、入れない大型犬などは、リードにつないで飼育することを想定します。

※ これらすべてを満たす必要はありません。設定場所の事例として、動物愛護センターホームページに「災害時ペットの一時飼育場所設置事例集」を掲載していますので検討時の参考としてください。





② ペットの飼育ルールの設定

ペットの飼育管理は飼い主が行いますが、他の避難者への配慮や飼い主同士のトラブル防止のため、各拠点の状況に応じたペットの飼育ルールの設定が必要です。そのため、下記のルールを参考に、事前に決めておきましょう。

ペットの飼育ルール

基本的なペットの飼育ルール（例）

- ◇ペットの世話は、ペットの一時飼育場所において、飼い主もしくは飼い主の会（以下、「飼い主等」という）が行うこと
- ◇人の生活範囲内へペットを持ち込むことは禁止
- ◇ペットの所有者が誰であるか明示すること
(首輪への迷子札・鑑札・狂犬病予防注射済票の装着のほか、ケージなどに飼い主の氏名や居場所等の情報を記入した名札などをつける)

【各拠点の状況に応じたペットの飼育ルールの例】

- ◇飼い主同士の中で代表者を決めたうえで、給餌・清掃・排泄物処理などについては、飼い主同士が話し合いのうえで決定し、拠点運営委員会に報告すること
 - ◇拠点におけるペットに関するトラブルは、飼い主等で解決すること
 - ◇ペットと飼い主が触れ合う（遊び・散歩など）際は、鳴き声などで他の避難者に対して迷惑をかけたり、咬んで危害を加えたりすることのないよう、場所や時間帯（早朝・深夜の時間を避ける）に配慮すること
 - ◇ペットに関する苦情があった場合、飼い主等は速やかに対応すること
 - ◇拠点運営委員会の指示に従うこと
- ※ 動物愛護センターのホームページに掲載している「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）」に一例を記載していますので検討時の参考としてください。

[ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）](#)

横浜市 災害時のペット対策

検索



受入れ対象の動物について

原則として、犬・猫・小動物（小鳥・ウサギ・ハムスターなど）など、拠点で飼い主等が安全かつ責任を持って管理することができ、拠点運営委員会が認める動物です。

それ以外の動物（大型の動物、危険な動物、専用の飼育設備が必要な動物など）は拠点での受入れは困難なため、次のような対応を行ってください。



【受入れ困難な場合の対応】

- ◇拠点以外での飼育とする（自宅の敷地内などの安全な場所）
- ◇ペットが慣れている預け先や災害時に預かってもらえる親戚、知人、動物病院、民間団体の施設などに預ける
(6ページ 飼い主編 1 平常時に備えておくこと ⑤ペットの一時預け先の確保 参照)

③ 拠点訓練でのペット同行避難への取組

拠点での防災訓練時に、ペット同行避難を想定した訓練（受入訓練など）を行ってください。ペットの飼育・衛生管理は、原則として飼い主が行いますが、拠点訓練などの機会を捉えて、飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を発足し、飼い主の窓口となる代表者を決めるなどして、飼い主同士の協力体制を整えることも大切です。なお、代表者は、ペットの一時飼育場所の責任を負う人ではありません。飼い主一人ひとりが責任を持って、飼育・衛生管理を行います。

(6ページ 飼い主編 1 平常時に備えておくこと ⑤飼い主同士の協力体制 参照)

※ 飼い主が複数いる場合は、代表者を決めることで、ペットの管理などの運営が円滑に進められます。



ペット同行避難への取組例

<p>Step 1</p> <p>ペット同行避難の理解・周知</p>	<p>本ガイドライン等を参考に、同行避難に対する理解と周知をすすめます。ペットを飼っている人と、飼っていない人の双方に理解してもらうことが大切です。</p>
<p>Step 2 【拠点訓練】</p> <p>ブースの設置・展示 (理解の促進とペットの一時飼育場所の確認)</p>	<p>拠点訓練時にペット防災に関するブースを設けます。飼い主が日頃から備えておくべき、フードやケージ等の物品を展示し、来場者に説明します。ペットの一時飼育場所が設定されていれば、そこにブースを設けると分かりやすいでしょう。チラシやポスターなどの配布や講義形式など、様々な方法があります。</p>  
<p>Step 3 【拠点訓練】</p> <p>ペットの一時飼育場所への同行避難訓練 (飼い主の備えとルールの確認、避難体験)</p>	<p>地域の飼い主に実際にペットを連れて避難して来てもらい、一時飼育場所に並べたケージに入れて様子をみます。拠点での基本的な飼育ルールを見やすい場所に掲示し、日頃からの備えは十分だったか、ペットは飼い主と離れても大丈夫か等を飼い主に確認してもらいましょう。</p>
<p>Step 4</p> <p>飼い主同士の協力体制（飼い主の会）の構築やルール作り</p>	<p>広く地域の飼い主に呼びかけ、飼い主同士の協力体制（飼い主の会）を築きましょう。また、運営委員会、飼い主の会、地域住民など、さまざまな人の意見を取り入れながらペット同行避難の拠点独自のルール作りをすすめましょう。</p> 
<p>Step 5 【拠点訓練】</p> <p>飼い主同士による受入・運営訓練 (受入れ～管理体制の確認)</p>	<p>ルールができている拠点では、参加した飼い主による受付や運営の訓練を行い実際に体験しましょう。避難後の清掃や飼育管理についても参加者で確認し、話し合っておきましょう。</p>

※ 訓練の実施についてご不明な点がありましたら、区役所生活衛生課までご相談ください。

発災時におけるペットの一時飼育場所での対応 (飼い主の会が中心となり行います)

① 地域防災拠点での受付

Step 1 被災者がペットと同行避難してきた場合、飼い主やペットの情報を把握するため、受付時に「地域防災拠点ペット登録票」を、飼い主に記入してもらいます。(22ページ様式参照)

Step 2 拠点のペット飼育ルールを説明します。

Step 3 ペットに名札などを付けて、飼い主がわかるようにします。なお、ペットに付ける名札などがない場合は、ペットの一時飼育場所のケージや係留場所に、飼い主名を記入した養生テープやガムテープを貼りつけるようにしてください。

地域防災拠点ペット登録票の記載事項

【例】

◇飼い主の情報（住所・氏名・連絡先・被災状況など）

◇ペットの情報
(数・種類・名前・特徴・留意事項(性格特徴・健康状態・予防注射接種・不妊去勢手術など))

◇携行品の有無、種類など

※個人情報の管理には十分注意してください。

大 猫	
地域防災拠点ペット登録票	
飼い主	性別
年齢	年齢
連絡先	連絡先
被災状況	被災状況
ペット	性別
年齢	年齢
種類	種類
名前	名前
特徴	特徴
留意事項	留意事項
予防注射接種	予防注射接種
不妊去勢手術	不妊去勢手術
携行品	携行品
備考	備考

② ペットの一時飼育場所への誘導

飼い主とペットを、あらかじめ設定したペットの一時飼育場所へ誘導します。

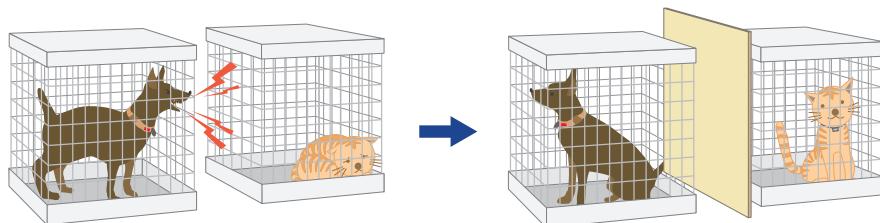
ペットの一時飼育場所に誘導する際のポイント

◇動物の種類や大きさごとに区分けする（犬・猫・その他エリアを決める）

◇ケージにタオルなどをかけて目隠しをする

◇係留する場合（咬傷やトラブル防止のため、次のような配慮をする）

- ・ペット同士が接触しないよう、なるべく距離をおく
- ・必ずリードにつないで、可能であれば柵（仕切り）を設ける
- ・リードは、隣のペットと接触しない長さにする
- ・不妊去勢手術をしていない動物は、他の動物と接触しないようにする



③ 身体障害者補助犬の取扱い

身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬：以下「補助犬」という）はペットではありません。

被災者が補助犬を連れて避難してきた場合には、補助犬の避難所への入室を拒んではならないことが身体障害者補助犬法で定められています。（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）

補助犬の同伴については、円滑に受け入れを行ってください。



【注意点】

○補助犬は訓練されていますが、環境の変化などにより神経質になっていることがあるため、不用意に触れたりしないよう、他の避難者に周知する必要があります。

○避難者の中には動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいます。そのような方への配慮をしたうえで、補助犬と飼い主が過ごせる場所の確保などを、事前に検討してください。

④ 区災害対策本部への連絡

Step1 ペットの支援物資の要請

拠点運営委員会は、拠点でペットに関する物資が不足している場合は、飼い主の代表者（代表者のいない場合は飼い主）と調整し、区災害対策本部に必要な支援物資を要請してください。

ペットに関する支援物資

数日間で支援物資が届くと想定していますが、被災状況によっては長期間を要する可能性があります。

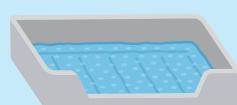


【支援物資の例】

ペットフード、ペットシーツ、ケージなど

【拠点以外に避難されている人（在宅避難・車の中で飼育など）への配慮】

拠点に届いた支援物資は、拠点以外に避難されている方にも提供してください。また、支援物資の情報などが、拠点を訪れた人に伝わるよう、必要に応じて掲示などで周知をしてください。



Step2 ペットの保護管理

拠点に次のようなペットがいる場合は、22ページ「地域防災拠点ペット登録票」の保護したペット情報欄に記入の上、区災害対策本部に連絡してください。

ペット保護管理の情報

- ◇飼い主のわからないペットがいる場合
- ◇飼い主が被災したことによって、飼育困難となったペットがいる場合

⑤ ペットの同行避難者(飼い主)への指示

ペットの一時飼育場所などにおいて、次のような事柄（苦情）が発生した場合は、該当するペットの飼い主又は飼い主の会の代表者に対して改善するように指示をしてください。

飼い主 又は 飼い主の会の代表者への指示事項

【例】

- ◇ペットの一時飼育場所において、適切な飼育・衛生管理がされていない場合
(給餌・清掃・排泄物の処理など)
- ◇他の避難者からの指摘（臭い・鳴き声・抜け毛など）があった場合
- ◇その他、拠点運営をするうえでペット同行避難に関連した事柄（苦情）など

⑥ 避難者への周知

飼い主以外の避難者に、拠点でペットが飼育されていることを周知します。また、ペットに起因する事故（咬みつき）などのトラブル防止のために、飼い主以外がペットの一時飼育場所に立ち入らないよう、注意を呼び掛けてください。

※ 避難者の受入時や掲示などで「ペットの一時飼育場所」があることを伝えてください。



発災時の動物救援体制 編

1 横浜市の動物救援体制

① 横浜市災害時動物救援本部

大規模災害の発生時には、必要に応じて、公益社団法人横浜市獣医師会や動物愛護団体等で構成される横浜市災害時動物救援本部が設置されます。

横浜市災害時動物救援本部 ※ は、大規模災害が発生した場合、負傷した動物の応急処置や保護等を行うための動物救援センターの設置、救援物資やボランティアの調整等、動物救援活動の中心的役割を果たします。

□ 横浜市災害時動物救援本部の構成メンバー

- ・ 公益社団法人 横浜市獣医師会
- ・ 公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部
- ・ 神奈川県愛玩動物協会
- ・ 特定非営利活動法人 神奈川動物ボランティア連絡会
- ・ 公益財団法人 日本補助犬協会
- ・ 公益財団法人 神奈川県動物愛護協会
- ・ 一般社団法人 全国ペット協会

※ 横浜市災害時動物救援本部の構成メンバーは、平常時には横浜市災害時動物救援連絡会として、発災時の対応について協議を行っています。

② 動物救援センター

□ 設置目的

大規模災害発生時には、飼い主とはぐれて放浪しているペットや、様々な理由により飼い主と地域防災拠点への同行避難が困難なペットが急増し、これらのペットを保護、飼育する場所が必要となります。動物救援センターは、このような場合に横浜市災害時動物救援本部の判断により設置され、ボランティア等の協力により被災した動物の救援活動を行います。

□ 活動内容

- ・ 飼い主とはぐれて放浪しているペットの保護収容
- ・ 被災のため飼育が困難になったペットの収容
- ・ ペットに係る相談の受付
- ・ 保護したペットの飼い主への返還
- ・ その他本部が必要と認めた業務

□必要物資の調達

- ・ペットケージ 横浜市が一定量※を備蓄しています。不足する場合は、ペット災害支援協議会に支援を要請します。
- ・ペットフード
- ・ペット用品
- ・動物用医薬品 公益社団法人 日本獣医師会へ支援を要請します。
- ・テント等 環境省、自衛隊等へ支援を要請します。

※ 動物救援センター等での使用量を想定しています。飼い主は避難が必要になった場合に備え、動物用避難用品を必ず準備してください。

(5ページ 飼い主編 1 平常時に備えておくこと ③動物用避難用品の確保 参照)

□動物救援センター候補地

横浜市は大規模災害発生時に、以下の候補地を動物救援センターとして利用するための覚書を所有者様に取り交わしていただいている。

- ・公益財団法人 日本盲導犬協会 神奈川訓練センター（港北区）
- ・公益財団法人 日本補助犬協会（旭区）
- ・平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）
- ・横浜市動物愛護センター（神奈川区）

③動物救援病院

横浜市は、大規模災害発生時において、負傷した飼い主不明のペットの保護や治療について必要と認めた場合は、公益社団法人 横浜市獣医師会に動物救援病院※の運用開始を要請します。

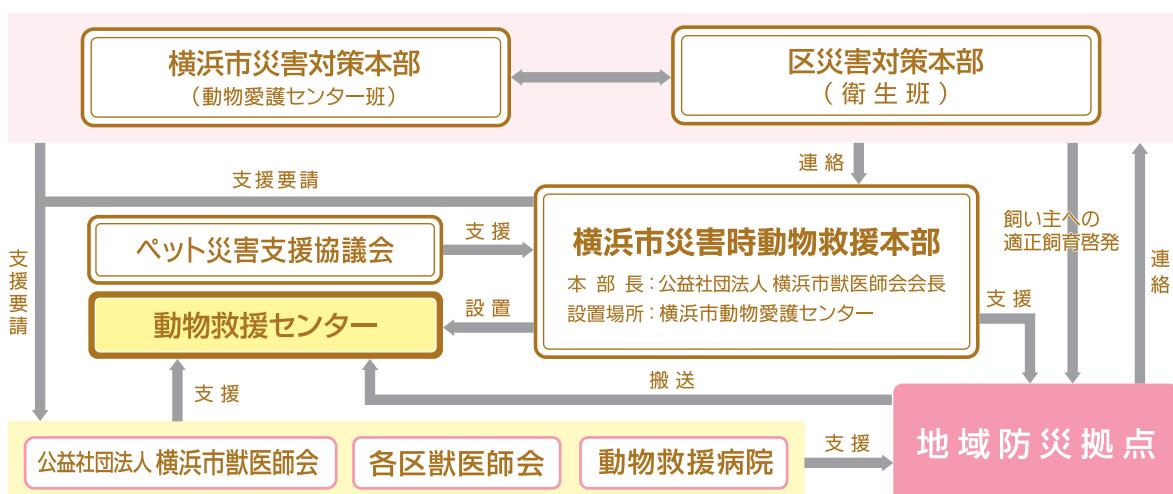
要請を受けた獣医師会は、獣医師会会員の動物病院を動物救援病院として、被災動物の一時保護と治療などの支援を行います。

※動物救援病院

横浜市は公益社団法人 横浜市獣医師会と動物救援病院での動物救援活動に関して「災害時の動物救援活動に関する協定」を締結しています。

参考

動物救援体制組織図





地域防災拠点ペット登録票			N.O.	入所	年 月 日				
拠点名				退所	年 月 日				
避難者が記入	飼い主	住 所 (避難場所)	()		被災 状況	焼損・倒壊・他			
		フリガナ 氏 名			電 話 (連絡先)				
	ペット	名 前			オス・メス・手術済	種類			
		留意事項	性格・特徴				健康状態	良・否()	
		予防処置	混合ワクチン	未接種・ 年 月 日 種混合ワクチン接種済			ノミダニ予防	未済・済(月)	
	ペット用 携行品等	無・有	フード	日分	ケージ	<input type="checkbox"/>	食 器	<input type="checkbox"/>	
			療法食	日分	リード	<input type="checkbox"/>	ペットシーツ	<input type="checkbox"/>	
			水	日分	手 帳	<input type="checkbox"/>	排泄物処理用品	<input type="checkbox"/>	
	運営委員会で記入	飼い主	役 割	飼育管理・衛生管理(ケージ清掃・エリア清掃)・連絡調整・飼育場所設営維持 その他()					
		ペット	飼育場所			ケージ番号等			
留意事項									
保護したペット情報		種 類	犬【 】・ 猫【 】 他【 】 オス・メス・手術済・性別不明						
		発見場所	付近で発見、 年 月 日 時頃保護						
		保護日時	飼育場所・ケージ番号等:						
		識別情報	首 輪(有・無)【特徴: 】 鑑 札(有・無)【番号: 】 狂犬病予防注射済票(有・無)【番号: 】 迷 子 札(有・無)【記載事項: 】 マイクロチップ(有・無)【番号: 】						
		健康状態	良好・不良【措置: 】・ 死亡【 年 月 日】						
		飼い主	連絡つかず 連絡済み【連絡日時: 年 月 日、返還日時 年 月 日】						
		移 送	区・動物救援センターに 年 月 日連絡、 年 月 日移送						
		特記事項							



横浜市動物愛護センター

平成23年5月発行 令和4年8月改訂

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4

電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133

横浜市 災害時のペット対策

検索

